

環境厚生常任委員会

日 時 平成 27 年 3 月 16 日 (月) 午後 1 時 20 分 ~
場 所 第 1 委員会室

1 開 議

2 事務局日程説明

3 議案審査

(1) 第 12 号議案 平成 27 年度亀岡市病院事業会計予算

【市立病院管理部】

(2) 第 2 号議案 平成 27 年度亀岡市国民健康保険事業特別会計予算

(3) 第 7 号議案 平成 27 年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計予算

【環境市民部】

(4) 第 4 号議案 平成 27 年度亀岡市休日診療事業特別会計予算

(5) 第 6 号議案 平成 27 年度亀岡市介護保険事業特別会計予算

(6) 第 51 号議案 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する
条例の制定について

(7) 第 53 号議案 亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(8) 第 54 号議案 亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人
員等の基準に関する条例の制定について

(9) 第 55 号議案 亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を
定める条例の制定について

(10) 第 56 号議案 亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(11) 第 57 号議案 亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

【健康福祉部】

4 討 論 ~ 採 決

5 その他

- 閉会中の継続審査申出について
- 議会だよりの掲載事項について
- 常任委員会行政視察について
- 月例開催について

審 査 日 程

3月16日(月)

●補正予算・条例関係分 委員長報告の確認

10:00 ~	
---------	--

●議会運営委員会（幹事会） ～ 会派会議 ～ 本会議

●特別会計当初予算・条例関係分（説明・質疑）

13:00 ~	第12号議案	平成27年度亀岡市病院事業会計予算	市立病院
14:00 ~	第2号議案	平成27年度亀岡市国民健康保険事業特別会計予算	環境市民部 (保険医療課)
	第7号議案	平成27年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計予算	環境市民部 (保険医療課)
15:00 ~	第4号議案	平成27年度亀岡市休日診療事業特別会計予算	健康福祉部 (健康増進課)
	第6号議案	平成27年度亀岡市介護保険事業特別会計予算	健康福祉部 (高齢福祉課)
	第51号議案	亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の制定について	健康福祉部 (子育て支援課)
	第53号議案	亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	健康福祉部 (高齢福祉課)
	第54号議案	亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の制定について	健康福祉部 (高齢福祉課)
	第55号議案	亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	健康福祉部 (高齢福祉課)
	第56号議案	亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	健康福祉部 (高齢福祉課)
	第57号議案	亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	健康福祉部 (高齢福祉課)

●討 論～採 決 （特別会計当初予算、条例等分）

16:30 ~	(採決順：2、4、6、7、12、51、53、54、55、56、57号議案)
---------	---------------------------------------

●その他

	閉会中の継続審査申出について
	議会だよりの掲載事項について
	常任委員会行政視察について
	月例開催について

－ 提出資料 －

1. 【第55～57号議案関係資料】

- 亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

P 1 ・ P 2

- 亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

- 亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

P 3 ・ P 4

2. 【亀岡市子ども・子育て支援事業計画】

3. 【第3期亀岡市障害者基本計画及び第4期亀岡市障害福祉計画】

健康福祉部

【第55号議案】

亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

1 制定経過

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」（平成25年法律第44号）の施行に伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正された。これにより、今まで厚生労働省令により全国一律に定められていた「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」について平成27年4月1日までに市町村が条例で定めることになった。

2 主な規定内容

(1) 規定内容について ※裏面のとおり

(2) 独自基準について

亀岡市暴力団排除条例に基づき、申請者が暴力団関係者でないことを規定する。また、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならないことを規定する。

(3) 参酌すべき基準について

地方自治法により、地方公共団体の金銭債権の時効は5年と規定されていることから、サービス提供等の記録文書の保存期間を5年と規定する。

3 施行日 平成27年4月1日

亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の規定内容

条	内 容	条	内 容
第1条	趣旨	第19条	管理者の責務
第2条	定義	第20条	運営規程
第3条	基本方針	第21条	勤務体制の確保
第4条	申請者の要件	第22条	設備及び備品等
第5条	従業者の員数	第23条	従業者の健康管理
第6条	管理者	第24条	掲示
第7条	内容及び手続の説明及び同意	第25条	秘密保持
第8条	提供拒否の禁止	第26条	広告
第9条	サービス提供困難時の対応	第27条	介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等
第10条	受給資格等の確認	第28条	苦情処理
第11条	要支援認定の申請に係る援助	第29条	事故発生時の対応
第12条	身分を証する書類の携行	第30条	会計の区分
第13条	利用料等の受領	第31条	記録の整備
第14条	保険給付の請求のための証明書の交付	第32条	暴力団員等の排除
第15条	指定介護予防支援の業務の委託	第33条	指定介護予防支援の基本取扱方針
第16条	法定代理受領サービスに係る報告	第34条	指定介護予防支援の具体的取扱方針
第17条	利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	第35条	介護予防支援の提供に当たっての留意点
第18条	利用者に関する市への通知	第36条	準用

「独自基準」 ⇒ 第4条、第32条

「従うべき基準」 ⇒ 第5条、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第25条、第29条

「参酌すべき基準」 ⇒ 上記条項以外

【第56号議案】

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

【第57号議案】

亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 改正経過

介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、「亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」を改正する。

2 主な改正内容

(1) 小規模多機能型居宅介護

登録定員の上限を「25人以下」を「29人以下」に改正し、併せて、登録定員が25名を超える事業所の通いサービスの利用定員の上限を次のように定める。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) 複合型サービス

○「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改称する。

○登録定員の上限を「25人以下」を「29人以下」に改正し、併せて、登録定員が25名を超える事業所の通いサービスの利用定員の上限を次のように定める。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 認知症対応型共同生活介護

現行「1又は2」と規定しているユニット数について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には3ユニットまで可能とする。

(4) 認知症対応型通所介護

共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、「事業所で3人以下」を「1ユニット3人以下」とする。

3 施 行 日 平成27年4月1日